

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公開番号】特開2012-8343(P2012-8343A)  
 【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-002  
 【出願番号】特願2010-144215(P2010-144215)  
 【国際特許分類】

G 0 3 B 17/02 (2006.01)

H 0 1 H 19/11 (2006.01)

【 F I 】

G 0 3 B 17/02

H 0 1 H 19/20 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外装カバーと、前記外装カバーに対して所定の回転角度の間で回転操作が可能な操作部材と、を有する電子機器であって、

前記操作部材は、

前記電子機器の内部方向へ突出し、周囲が緩衝部材で覆われた第1の突起部と、

前記電子機器の内部方向へ突出し、当該操作部材を前記外装カバーの内部に設けられたホルダと固定するための第2の突起部と、を有し、

前記外装カバーは、

前記第1の突起部を挿入させる第1の貫通穴と、

前記第2の突起部を挿入させる第2の貫通穴と、を有し、

前記操作部材を回転可能な最大の回転角度まで回転させるとき、前記第1の突起部を覆う緩衝部材が前記第1の貫通穴の側面と当接した後に前記第2の突起部が前記第2の貫通穴の側面に当接することを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記操作部材は、前記電子機器の外観側に指掛かり部を有し、

前記第1の貫通穴及び前記第2の貫通穴は、前記操作部材を回転させたときに前記指掛かり部が移動する領域の前記操作部材の回転軸と平行な方向に位置しないように設けられることを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記第1の突起部は、前記指掛かり部とで前記操作部材の回転中心を挟む位置に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記ホルダは、前記第1の突起部を挿入させて前記操作部材の位置決めをする位置決め穴を有し、

前記ホルダの前記位置決め穴の周辺領域は、前記ホルダの他の領域よりも前記外装カバーの外観側に近いことを特徴とする請求項1または2に記載の電子機器。

【請求項5】

前記第 1 の突起部は、前記第 2 の突起部よりも小さいことを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項に記載の電子機器。

【請求項 6】

前記操作部材は、前記第 2 の突起部が 2 つ設けられていて、  
前記第 1 の突起部は、2 つの前記第 2 の突起部のそれぞれからの距離が等しくなる位置に配置されていることを特徴とする請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 項に記載の電子機器。

【請求項 7】

前記第 2 の突起部は、前記操作部材と前記ホルダとをネジにより固定するためのボスであることを特徴とする請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 項に記載の電子機器。

【請求項 8】

前記第 1 の突起部は、前記操作部材と前記ホルダとをネジにより固定するためのボスではないことを特徴とする請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 項に記載の電子機器。